

復興を支えるインフラの整備促進を求める意見書

当県は、東日本大震災以降も度重なる自然災害により甚大な被害を受けており、地域の安全・安心の確保のため、地域の実情に応じたハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推進が急務となっている。とりわけ、復興を支えるインフラ等の環境整備は、県民の安全・安心を守る県土の形成はもとより、地方創生の実現と県民生活の向上にも資することから、長期的展望に立って整備を進めていくことが極めて重要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 常磐自動車道及び磐越自動車道の全線4車線化、直轄国道や会津縦貫道等の広域的な地域連携を促進する道路ネットワークの構築をはじめ、（仮称）小高スマートIC及び（仮称）大玉スマートICの早期整備に確実に取り組むこと。
- 2 小名浜港及び相馬港について、国際物流ターミナル整備等の事業やカーボンニュートラルに向けた取組を推進すること。
- 3 水災害への集中的な対策として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の推進を図るとともに、プロジェクトに関連する県及び市町村の道路・河川事業に対する十分な支援を行うこと。
- 4 阿武隈川上流遊水地群の早期整備に当たっては、阿武隈川流域の住民への理解醸成に向けた取組を推進するとともに、国が主体となって整備後の利活用も含めた整備地域での合意形成に取り組むこと。
- 5 令和8年春に完成予定の福島県復興祈念公園について、供用後の利活用促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

宛て

福島県議会議長

矢吹貢一